

特殊車両の取締りを行いました

～特殊車両3台を計測 違反車両2台の運転手に指導を実施～

札幌開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。

計測車両は2台に違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し指導を実施しました。

また、特殊車両の取締りと合同で行われた、北海道空知総合振興局による軽油引取税に係る自動車燃料油の路上抜取調査についても、異常燃料は検出されませんでした。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路付属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、違反者対策の強化を進めています。

また、北海道空知総合振興局の自動車燃料油の路上抜取調査については、ディーゼル車の燃料として重油や灯油を届出なく消費した場合、脱税行為だけでなく、排気ガスによる環境汚染も懸念されることから、その防止に向け実施しています。

札幌開発建設部及び北海道空知総合振興局では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締り及び自動車燃料油の路上抜取調査を進めていきます。

記

- 1 実施日時 令和4年10月12日（水）10：30～12：00
- 2 実施場所 一般国道12号 岩見沢上幌向駐車帯（岩見沢市上幌向南1条1丁目：別紙参照）
- 3 取締結果 計測車両3台 違反車両2台
（違反車両の内訳） 無許可（連結違反）2台
（指導の内訳） 警告書交付2台
- 4 抜取結果 燃料油（軽油） 全11台（異常燃料なし）

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層のご理解とご協力をお願いしますとともに、申請手続きについてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）までご相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【特車取締りに関する問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

特定公物管理対策官 佐々木 良徳（電話番号 011-611-0313 ダイアルイン）

上席管理専門官 田邊 龍太郎（電話番号 011-611-0313 ダイアルイン）

札幌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>



【燃料油抜取調査に関する問合せ先】 北海道空知総合振興局

課税課 事業税間税係長 安保 歩（電話番号 0126-20-0050 直通）

10月12日（水）特殊車両取り締まりの調査状況

許可証確認状況



寸法測定状況



自動車燃料油の抜き取り調査状況



位置図

別紙

